



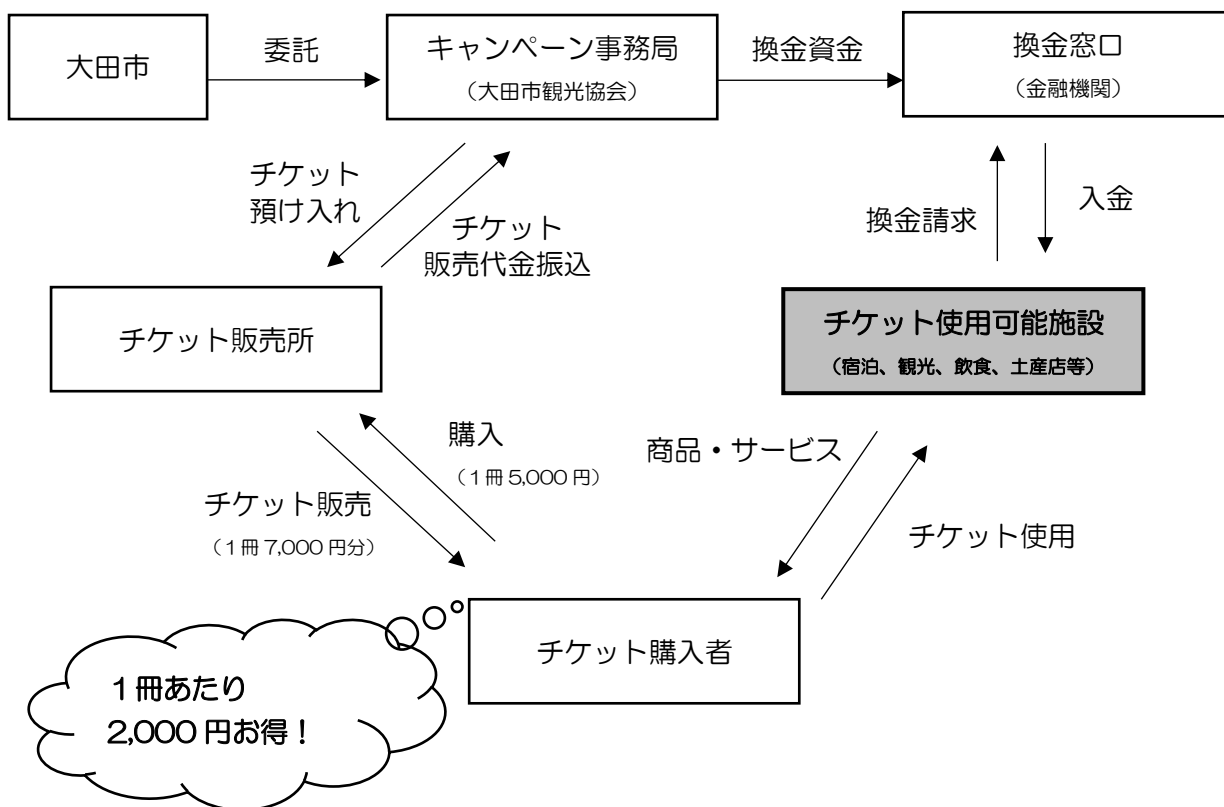
おおだを満喫！はび得チケット

チケット使用可能施設を募集します！

11月22日（月）までにお申し込みください！

使用期間 令和3年11月30日(火)～令和4年2月15日(火)

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が大幅に減少している大田市内の飲食、宿泊、観光関連事業者の収益確保を図るため、大田市内で使用できるプレミアム付きチケット「おおだを満喫！はび得チケット」を販売し、宿泊施設、飲食店、観光施設、土産店等の利用促進を図ります。



【実施主体】大田市（観光振興課）

【お問い合わせ先（受託事業者）】

おおだを満喫！Welcome キャンペーン事務局
（一般社団法人大田市観光協会）

TEL 0854-88-9950 FAX 0854-88-9960

「おおだを満喫！はぴ得チケット」チケット使用可能施設 募集要項

1. チケット概要

(1) 販売総額（予算の範囲内）

8,050万円（7,000円×11,500冊）

(2) チケットの販売額

- ①1冊（500円×14枚）7,000円分を5,000円で販売します。
- ②1回あたりの購入冊数は4冊まで。ただし、購入回数の制限はなし。

(3) 販売期間

令和3年11月30日（火）～令和4年1月31日（月）※売り切れ次第終了

(4) 使用期間

令和3年11月30日（火）～令和4年2月15日（火）

(5) 併用可否

「#We Love 山陰キャンペーン」、「しまねっこクーポン」、「Go To Eat キャンペーン しまね」との併用可

(6) チケットの取扱い

- ①チケット使用可能施設が提供する商品、サービスに使えます。
使用可能施設参加申込書（様式1）の「ジャンル」に記載した飲食費、宿泊費、観光施設入場料、お土産代等が対象です。飲食店については、和食、洋食などから1つ選択いただきますが、提供する飲食サービスすべてが対象です。
- ②ただし、次のものはチケットの使用対象になりません。
 - ・有価証券、商品券、金券（ビール券、清酒券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、プリペイドカード等）等の換金性の高いものの購入
 - ・施設が独自に発行する商品券等（年間パスポート、回数券等）
 - ・たばこ
 - ・現金（電子マネー）との換金、電子マネーのチャージ、金融機関への預け入れ
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業（同条第1項第1号から第3号を除く）に係る支払い
 - ・特定の宗教・政治団体に関するものや公序良俗に反するもの
 - ・チケットの交換や売買
 - ・その他、本チケットの発行趣旨にそぐわないもの
- ③チケットの額面以下の使用の場合、お釣りは支払いません。
- ④不足分は現金、電子マネー等で受け取ってください。
- ⑤使用期間を過ぎたチケットは使用できません。受け取らないでください。
- ⑥返品の際の返金はできません。
- ⑦チケットの盗難・紛失、滅失又は偽造、模造に対して発行者は責を負いません。
- ⑧自らチケットを購入し、商品の販売またはサービスの提供なく、チケットの換金を行うなどの不正行為は禁止です。
※上記の禁止行為、使用対象にならないものによるチケットの使用が発覚したときは、損害賠償、登録の取消、換金の拒否等の処分を行う場合があります。

(6) チケットの販売所

販売所	所在地	電話番号
大田商工会議所	大田町大田イ 309-2	0854-82-0765
銀の道商工会 温泉津本所	温泉津町小浜イ 308-6	0855-65-1110
〃 仁摩経営支援センター	仁摩町仁万 837-1	0854-88-2513
島根中央信用金庫 大田営業部	大田町大田口 949	0854-82-0740
〃 大田西支店	長久町長久口 305-28	0854-82-6500
〃 久手支店	久手町波根西 1987-1	0854-82-8724
〃 仁摩支店	仁摩町仁万 827-4	0854-88-2405
大森観光案内所	大森町イ 824-3	0854-88-9950 (観光協会仁摩本部)
JR 大田市駅観光案内所	大田町大田イ 664-1	0854-84-5430
温泉津観光案内所 ゆう・ゆう館	温泉津町温泉津イ 791-4	0855-65-2065

※令和3年11月8日現在の情報です。随時、チケット販売所の募集を行っています。

(参考：チケット販売所の募集要件)

- ①観光案内所（大森、JR大田市駅、温泉津ゆうゆう館）
- ②宿泊施設（チケット使用可能施設のうち希望する施設）
- ③市内金融機関、大田商工会議所、銀の道商工会
- ④その他、観光関連施設等で市が指定するもの（指定管理施設等）

(7) チケットデザイン



(8) 広報関係

大田市観光サイト (<https://www.ginzan-wm.jp/>) に特設ページを作成し、チケット使用可能施設を紹介するほか、SNS、新聞折込などで広報を行います。またチケット使用可能施設においては、事務局から送付するステッカー、三角POP、ポスター等（スターターキット）を消費者にわかりやすく、見やすい場所に掲示してください。

2. チケット使用可能施設の申込資格

大田市内の施設で、しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」「島根県新型コロナ対策認証店」に登録されているなど、感染予防対策をしている施設が対象。また下記②飲食店及び③その他観光客が利用する施設は、大田市内に本社を置いている施設が対象。

(1) 業種について

①宿泊施設

旅館業法第3条第1項に基づく営業許可のある旅館、ホテル、民宿

②飲食店（スナック、バー含む）

食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた施設で、客席で飲食させる施設

③その他観光客が利用する施設（観光施設、温泉、土産店、伝統芸能観覧 等）

（対象となる施設の例）

- 美術館、博物館、資料館などの展示観覧施設
- お土産として特産品を扱う小売店
- お弁当、パン、スイーツなどのテイクアウト専門店
- アクセサリーづくり、陶芸体験などの創作体験を行う施設
- 石見神楽定期公演を行う施設

（対象とならない施設の例）

- ×自動車、電化製品等、一般的にお土産と言えないものの小売店
- ×バス、タクシー、代行サービスなどの交通事業者
- ×ガソリンスタンド

(2) 新型コロナ感染予防対策について

しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」「島根県新型コロナ対策認証店」に登録をしてない場合は、速やかに登録することを条件として、チケット使用可能施設に申込できます。どちらの制度にも対象にならない宿泊施設、飲食店、公衆浴場、食品小売以外の業種については、「参加施設における感染予防対策自主点検票（様式2）」を提出することで、チケット使用可能施設に申込できます。

○新型コロナの予防に取り組むお店：島根県薬事衛生課（Tel0852-22-6529）

○島根県新型コロナ対策認証店：<https://www.shimane-ninsho.jp/>（公式サイト）

(3) その他

以下に規定する事業所は対象外とします。

- ・飲食店または宿泊施設として適切な営業許可を受けていないもの。
- ・学校給食、社員食堂等利用者を限定するもの。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業（同条第1項第1号から第3号を除く）を行うもの。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- ・その他、本事業の目的に照らして、不相当と大田市が判断するもの。

3. 申込方法

以下の書類を郵送、持参又はファックス、メール等によりお申し込みください。

①おおだを満喫！はぴ得チケット使用可能施設参加申込書・誓約書…**様式1**

②通帳コピー（入金先の口座名義及び口座番号がわかるページ）

③参加施設における感染予防対策自主点検票（該当施設のみ）…**様式2**

※複数の施設がある場合は、施設ごとの申込みが必要です。

※ファックス、メール等の場合は、申込から1週間以内に①参加申込書・誓約書の原本をご提出ください。

【お申し込み先】

おおだを満喫！Welcome キャンペーン事務局（一般社団法人大田市観光協会内）

〒699-2301 島根県大田市仁摩町仁万 562-3

電話 0854-88-9950 FAX 0854-88-9960

メール ohdakankou@shimanet.jp

4. 申込期限

令和3年11月22日（月）まで

※申込期限以降も、随時申込は可能ですが、11月30日（火）にチケット使用の開始ができない場合があります。また申込時期によっては、広報物に施設名を掲載できない場合があります。

5. チケットの換金

原則、申込書に記載の通帳をお持ちの金融機関での換金手続きをお願いします。

市内金融機関で換金手続きをすると、原則として3営業日以内に入金されます。

※換金期間は、令和3年11月30日（火）～**令和4年2月22日（火）午後3時まで**です。換金期間を過ぎるとチケットの換金はできませんのでご注意ください。

※場合によっては4営業日以降の入金となることがあります。

※換金手数料は無料です。

金融機関名	市内支店名
山陰合同銀行	大田支店、温泉津出張所、大森出張所
島根中央信用金庫	大田営業部、大田西支店、久手支店、仁摩支店
島根銀行	大田支店
JAしまね	石見銀山支店、大田北支店、大田中央支店、大田東支店、三瓶支店、高山支店、温泉津支店、仁摩支店

（換金時のお願い）

換金業務を円滑に行うため、下記の項目について、ご協力をお願いいたします。

- ・施設控え（半券）を切り離し、台紙からも切り離してお持ちください。
- ・必ずチケット表面「施設名記入欄」に記載の上、お持ちください。（ゴム印等可）
- ・枚数が多い場合は、50枚単位で輪ゴムでくくってください。
- ・糊やホッチキス等でとめないでください。
- ・上記の他、金融機関で枚数確認を行いやすいように工夫してお持ちください。

6. チケット使用可能施設の責務

チケット使用可能施設は次に掲げる事項を遵守してください。

- ① チケットが偽造されたものと判断できるなど、不正使用が明らかな場合は、チケットの受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局へ連絡してください。
- ② チケットの交換、譲渡はできません。
- ③ チケットを、事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに使用することはできません。
- ④ 商品の販売、又はサービスの提供なくチケットの換金を行うなどの不正行為は厳禁です。
- ⑤ 3つの「密」を避け、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めてください。

7. チケット使用可能施設向け事業説明会

下記の日程でチケット使用可能施設向け事業説明会（1時間程度）を実施します。説明会では、事業の説明を行い、その後、質問を受け付けます。

※説明会の参加は必須ではありません。説明会に参加いただかなくても、お申し込みいただけます。

- ・開催日：令和3年11月18日（木）
- ・時間：①10：00～11：00
②14：00～15：00
③16：00～17：00（計3回）
- ・場所：大田市民会館 第1会議室
- ・予約：予約不要です。